

## 令和7年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和7年9月9日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1番 中野 栄	2番 根本 博
3番 三須 清一	4番 正木 善昭
5番 大井 栄一	6番 森 茂
7番 森田 修	8番 川村 泉治
9番 大炊 三枝子	

### 4. 欠 席 委 員

10番 染谷 智毅

### 5. 出席事務局職員

次長 鈴木 光一
主任 片桐 圭悟
主査 柏木 幸昌

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 農地法第5条について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）について

議案第4号 非農地判断について

議案第5号 我孫子市農地等の利用最適化の推進施策等に関する意見書(案)について

報告事項

報告第1号 農地法第4条（届出）について

報告第2号 農地法第5条（届出）について

報告第3号 農地法第3条の3（相続による権利移動）について

報告第4号 非農地判断について

**三須清一会長** 皆さんこんにちは。

本日は、稲刈り最中ということで本当に忙しい中、総会ご苦労様です。

ただいまから令和7年第9回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

1番中野 栄委員

2番根本 博委員にお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の柏木主査を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの合計5議案についてです。

議案第1号「農地法第3条について」1件、

議案第2号「農地法第5条について」1件、

議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」(一括契約)4件、

議案第4号「非農地判断について」1件、

議案第5号「我孫子市農地等の利用最適化の推進施策等に関する意見書（案）について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**三須清一会長** 以上で、議案についての説明は終りました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

なお、議案第1号については、○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条について、次のとおり、許可申請があつたので審議を求める。

提出日 令和7年9月9日 我孫子市農業委員會会長 三須 清一

それでは議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

議案第1号の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は1,586平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の南西側約450メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の3ページをご覧ください。

農業経営を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、森第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**森茂調査会長** 議案第1号について、調査結果を報告します。

第1調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、借受地を含め約56.09ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、父も280日、母が300日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第1号「農地法第3条について」質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっています。

先ほど申しましたとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

(○委員退出)

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室・着席)

次に、議案第2号「農地法第5条について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条について、次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和7年9月9日 我孫子市農業委員会会长 三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料は9ページからとなります。

申請地は、○○字○○○○地先の地目畠2筆、合計面積は713平方メートルの所

有権の移転をするもので、太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の北西側約300メートルに位置しています。

位置図は議案資料の13ページをご覧ください。

受人は株式会社E-S-M-I-R-A-Iで、渡人は〇〇の方です。

計画する太陽光発電施設は、パネル板136枚、パワーコンディショナー10台を設置し、49.5キロワットを発電するものです。

土地造成については、現状のままで利用できる状態のため、切土や盛土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させ、設備周囲はフェンスで囲います。

隣接農地に対しては、土留め等により雨水、土砂が流出しないよう留意します。

また、令和7年8月18日に周知標識を設置しましたが、現在のところ意見や要望等はありません。

今後意見や問い合わせ等があった場合にも、真摯に対応します。

事業に係る経費は土地代を含めて〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の預金残高証明書で確認しています。

また、小売電気業者「株式会社エコストyle」への売電は20年固定で1キロワット当たり税抜き〇円です。

電力会社への申し込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了しています。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、森第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**森茂調査会長** 議案第2号について、調査結果を報告します。

第1調査会で、受人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小

集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい、中野委員。

**中野栄委員** 資料の16ページ説明の内容の上から4段目の2行目の痛風はどういう意味ですかね。アルミ架台もパイプであり、痛風の確保も問題ありませんということなんだけど、これは単なる風通しの通風ということで、いいですか。

**三須清一会長** はい、事務局。

**事務局** 風通しの通風だと思います。確認不足で申し訳ございません。

**三須清一会長** よろしいですか。

**中野栄委員** はい。

**三須清一会長** 他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号、「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和7年9月9日 我孫子市農業委員会会長 三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料は37ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、4件です。

整理番号1番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は4,000平方メートルです。

受人はあぐりす合同会社で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号2番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は6,513平方メートルです。

受人はあぐりす合同会社で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号3番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畠1筆、面積は327平方メートルです。

受人はあぐりす合同会社で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号4番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畠2筆、合計面積は594平方メートルです。

受人はあぐりす合同会社で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、森第1調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

**森茂調査会長** 議案第3号について、調査結果を報告します。

整理番号1番から4番の受人の経営耕地面積は、自作地のみ約1.17ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、母が360日、祖母が300日です。

トラクター、農用車を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり、意見なしとすることとしました。

次に、議案第4号「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の5ページをお開きください。

議案第4号「非農地判断について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の申請があつたので、審議を求める。

提出日 令和7年9月9日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一

議案資料は46ページからとなります。

議案第4号「非農地判断について」説明いたします。

位置図は、議案資料の47ページになります。

申請地は、○○字○○○○○地先の登記地目畠、現況地目宅地1筆、面積は367平方メートルです。

航空写真で確認したところ、平成11年5月当時から宅地と倉庫として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なため「非農地」について審議するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、森第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**森茂調査会長** 議案第4号について、調査結果を報告します。

第1調査会で代理人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は、航空写真で確認したところ、平成11年5月当時から宅地と車庫として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なことを確認してきました。

第1調査会では、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、全員一致で非農地との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第4号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり非農地として判断することとしました。

続いて、議案第5号「我孫子市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書(案)について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の6ページをお開きください。

議案第5号、「我孫子市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書(案)について」この会の意見を求めます。

提出日 令和7年9月9日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一

それでは議案の説明をします。議案資料は52ページからになります。

農業委員会等に関する法律第38条に基づき関係行政機関等に対する農業委員会の意見書を提出するものです。

内容は、

#### 1. 担い手への農地利用の集積・集約化について

本市の農業者の高齢化が進んでおり、また年々減少傾向にあることから、今後の持続可能な農業生産体制の構築に向けて、担い手の育成・確保を図りながら、担い手への農地の集積・集約化を加速させることが喫緊の課題です。

こうした中、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正により、これまで取り組んできた「人・農地プラン」から農業を担う者ごとに利用する農地を集約することに重点を置いた「地域計画」として法定化され、本市においても令和5年度から地域計画の策定に取り組み、来年度以降も継続的に計画の見直しや更新が必要となります。

地域計画に基づく農地の集積・集約化を推進するため、地域計画の見直し、更新が円滑に進むよう地域への支援や目標地図に位置づけられる者が受けられる支援を充実し、地域の農業の担い手となる中心経営体に加え、農地・農村の守り手・支え手となりうる多様な農業者が積極的に参加するよう連携した働きかけを行って頂きたい。

## 2. スマート農業の推進について

農業の生産性を高めるには、先端技術の導入による省力化・自動化が効果的です。

また、農業経営を持続させるためには、生産コストの低減が重要となっており、農業用資機材を購入する際の負担軽減が必要です。

そのため、農作業の効率化・省力化に向け、ＩＣＴ・ＡＩ等を活用した先端技術の導入によるスマート農業を積極的に推進し、生産コストの低減に向けた資機材（機械・設備等）の購入支援や普及促進に取り組んで頂きたい。

## 3. 鳥獣被害への対策及び病害虫の防除について

有害鳥獣が与える農作物への被害は、農業者の生産意欲を低下させる収入減少を招き、農地を耕作放棄地化させてしまう等、食料生産への影響が懸念されます。水稻の斑点米カメムシ類の一種であるイネカメムシについては、斑点米を発生させる他、出穂直後の穂を加害することにより、穂の不稔を引き起こすのが特徴であり、近年、発生増加が報告されています。

現在、多くの地域では、穂揃期以降に斑点米発生防止を目的とした薬剤防除が実施されているところですが、イネカメムシによる不稔を防止するためには出穂期に防除を実施することが重要となってきます。

また、離農等による耕作放棄地の増加は、新たな鳥獣被害の温床となりつつあり、ハクビシンやイノシシ等小型鳥獣の被害も近年増加傾向にあります。引き続き被害防除に向けた防除対策の基礎知識の習得と、捕獲技術を向上するための情報の周知が必要です。

つきましては、農業者が受ける被害を軽減するため、被害防止対策として活用することのできる支援策を周知啓発するとともに、植物防疫協会と連携し、防除対策に努めて頂きたい。

#### 4. 地産地消・販路拡大の推進について

農業者の所得及び生産意欲の向上を図るために、地場産農産物の消費拡大を進めるとともに、我孫子産農産物の認知度を高め、需要の拡大にも取り組む必要があります。

市内農業者が運営する農業拠点施設「あびこん」では、市と協力し認知度の向上と販路の拡大に努めているところですが、農業拠点施設の機能拡大を検討し、農産物の流通の活性化と、地産地消の一層の推進を図って頂きたい。

以上が意見書の内容となります。

事務局からは、以上です。

**三須清一会長** これより議案第5号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい。正木委員。

**正木善昭委員** 鳥獣被害の対策のところの中段また以下のところ、新たな鳥獣被害の温床となりつつあり、ハクビシンやイノシシ等小型鳥獣の被害も近年増加傾向となっていますが、鳥獣の定義を調べてみたけれども、確たるものはないのですが、通説としては小型中型大型となっていまして、その資料によりますと、ハクビシンやイノシシは中型に分類されることが多かった。ここで言われている小型鳥獣というのはモグラとかネズミとか、台湾リスです。

こちらは修正された方がよろしいかと思います。修正の内容としましては、小型鳥獣を取ってしまっても通用すると思います。ハクビシンやイノシシ等の被害もと言つてもいいし、またはハクビシンやイノシシ等による被害もという形のいずれかです。

もう一つこれはもう、作成者の好みかもしれないのですが、鳥獣被害の一項ですが、有害鳥獣っていうのは、定義的にちょっと不思議なのですね。

野生か飼っているものかに区分されるのであればいいのですけど、題目が鳥獣被害になっていて、一番先頭に、有害鳥獣が与えると書かれていますのでここも、平仄が揃ってないなと思うのですがちょっとご検討いただければと思います。以上です。

**三須清一会長** はい暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

**三須清一会長** それでは再開いたします。事務局の説明をお願いします。

**事務局** それではご指摘いただいた点のまず、3番鳥獣被害への対策および病害虫の防除についての1行目、有害鳥獣が与える点の表現のうち、有害野生鳥獣が与えるという表現に変えさせていただければと思います。

また、8行目のハクビシンやイノシシ等小型鳥獣の被害を、ハクビシンやイノシシ等による被害も近年増加傾向にありますという形で変更させていただければと思います。

**三須清一会長** 正木委員それでよろしいですか。はいありがとうございました。

他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、議案第5号「我孫子市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書（案）について」採決します。

（案）のとおり提出をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については原案どおり提出することに決定いたしました。

続いて報告事項に移ります。事務局報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。報告は第1号から4号までの4件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による届出に対する専決処分について」で、5件受理しました。

届出事由は、駐車場が1件、宅地が1件、住宅用地が1件、自己住宅が1件、道路が1件です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による届出に対する専決処分について」で、7件受理しました。

届出事由は、駐車場が1件、店舗が1件、住宅が1件、自己住宅が2件、専用住宅が1件、共同住宅が1件です。

報告第3号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第4号は「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について」で、4件判定しました。

事由は、山林化が2件と原野化が2件です。

詳細についてはお配りしました報告第4号資料をご覧ください。

以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から4号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、令和7年第9回我孫子市農業委員会 総会を閉会いたします。